

請 願 文 書 表  
(令和元年第3回定例会)

請 願 第 3 号	令和元年8月27日受理
付 託 委 員 会	文教経済常任委員会
件 名	八千代総合運動公園市民体育館弓道場の利用に関する件
紹 介 議 員	嵐 芳隆議員 木下 映実議員
請 願 要 旨	<p>八千代総合運動公園体育館（以下「市民体育館」）で弓道場（第3武道室）を利用する際には、団体登録を行ったうえで施設を予約して利用する方法と、毎週水曜日及び団体予約が入っていない日に個人として利用する方法があります。このうち、団体として利用する場合の事前登録は10人以上とされております。しかしながら、市民体育館の弓道場は射場の幅が6メートルほどしか無く、一度に射場に並べるのは多くて4人であり、また、射場が狭小で、弓を引くまでの基本動作や手順の稽古を行う場所もないため、団体として利用しても一度に10人が稽古することが出来ない状態です。</p> <p>これらの事情を考慮していただき、市民体育館第3武道室の団体利用に関し、団体扱いとする人数の取扱いについての見直しを希望します。併せて、団体扱いとする人数の変更を踏まえ、現在小体育室・第1武道室・第2武道室と同額となっている第3武道室の施設使用料の減額を希望いたします。</p> <p>弓道は、体力の向上だけではなく、稽古を通じて躄や慎み、至誠等を身に付けることで人生を豊かにするとともに、老若男女を問わず生涯を通じて楽しむことができる武道です。市民体育館の弓道場が現在よりも利用しやすくなることで、弓道の普及に繋がり、併せて弓道を通じた八千代市民の心身向上の一助となることを祈念し、上記につきましてお願いいたします。</p>